

# 主な問題商法一覽

商法の名称と主な商品・サービス		主な勧誘の手法・特徴と問題点・事例
<b>【点検商法】</b> ふとん類・浄水器 屋根工事・耐震工事 修理サービス 消火器		「点検に来た」「無料で点検する」と言ってお家に上がり込み、「ふとんにダニがいる」「工事が必要」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる。公的機関をかたるケースもある。 <b>【事例】</b> 昼間一人で生活している母が、「見るだけ」と言ってお訪ねしてきた業者に浴室の水道管の修理をしてもらった。その後、シロアリがいると業者に言われて駆除工事を契約してしまった。後日、断ろうと思いい、電話をしたがつながらない。
<b>【次々販売】</b> ふとん類 株・公社債 エステ※ <sub>1</sub> 健康食品 リフォーム工事		言葉巧みに近づいて、消費者が一度契約をすると、必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる。複数の業者が入れ替わりで次々に販売するケースもある。 <b>【事例】</b> 2カ月前にふとんの訪問販売業者が来て、勝手に部屋に上がり込んできた。高齢で一人暮らしのため怖くて断れず、言われるままにふとんを購入させられた。それ以降、何度も同じ業者が来て、ふとんを部屋に運び入れて代金を請求するようにになり、合計400万円以上支払った。
<b>【利殖商法】</b> 株・公社債 ファンド型投資商品 商品デリバティブ取引 分譲マンション		「値上がり確実」「必ずもうかる」などと利殖になることを強調し、投資や出資を勧誘する。 <b>【事例】</b> 電話勧誘後に訪問してきた業者から、「今値上がりしている良い商品がある」とCO2排出権取引の勧誘を受けた。「元本は必ず戻る」「すぐ倍になる」などと言われ、「利益換算表」という書面を見せられたため、信用して200万円を3回に分けて支払った。しかしその後すぐに「値段が下がったから追証(おしいよう)が必要」と連絡があり、支払った金額がすべてなくなることが分かった。
<b>【サイドビジネス商法】</b> 健康食品・化粧品 パソコン内職 デジタルコンテンツ※ <sub>2</sub> 商品一般		「在宅ビジネスで高収入が得られる」「資格・技術を身に付けて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額な教材や内職教材を売りつける。収入はほとんど得られないうえ、支払いだけが残る。 最近ではインターネットを利用した手軽なサイドビジネスに関する相談が目立っている。 <b>【事例】</b> インターネットで「自分のホームページを作れば毎月数万円の収入になる」という広告を見て、業者に代金を支払った。しかし収入は得られず、業者との連絡も取れなくなった。
<b>【かたり商法(身分詐称)】</b> 商品一般・株 公社債 リースサービス		販売業者が、有名企業や市役所・消費生活センターなどの公的機関、消費者団体の職員、またはその関係者であるかのように思わせて、商品やサービスを契約させる。 <b>【事例】</b> 国民生活センターを名乗って電話があり、「以前、未公開株を購入した人に、被害を回復するための電話をしている。A証券会社に今すぐ連絡すれば、被害を取り戻せる」と言われた。
<b>【催眠(SF)※<sub>3</sub>商法】</b> ふとん類 電気治療機器 健康食品		「景品をプレゼントします」「健康に良い話をする」と言ってお人を集め、閉め切った会場で日用品などを次々と無料で配り、雰囲気を感じ上げ興奮状態にして、最終的に高額な商品売りつける。 <b>【事例】</b> 隣人に誘われ、期間限定の健康食品の店に行った。店長が優しく接してくれ孫のように思えたので、健康食品を買い続けた。初めは現金だったが、「金券のほうが得だから」と勧められ、現金と金券で合わせて2000万円分ほど購入した。金券はすべて店長に預けていたが、あるとき、残高を聞くと思っていた額よりかなり少なく、不審に思って解約を伝えたが、相手にしてくれない。
<b>【被害にあった人を勧誘(二次被害)】</b> 株・公社債 教養娯楽・資格教材 資格講座 ファンド型投資商品		以前契約をした商品・サービスについて「解約してあげる」「損を取り戻してあげる」などと電話で説明し、これまでにあった被害の救済を装って金銭を支払わせる。 <b>【事例】</b> 数年前に商品先物取引業者と取引をしていたが、業者が廃業状態になり、損を被った。最近知らない探偵業者から突然電話があり、過去の先物取引の損について「被害学額の約6割を回復できる」と勧誘を受けた。「依頼費用は17万円」と言われ、契約書を交わしたが、その後「弁護士費用としてさらに30万円が必要」と追加費用を求められた。

※1 エステティックサービス ※2 パソコンや携帯電話等からインターネットを通じて得られる情報  
 ※3 催眠商法を最初に行ったとされる業者「新製品普及会」の略称に由来する